

高知県立大学等永国寺図書館 図書除却に関する検証と対応の概要

1 高知県立大学等永国寺図書館 図書除却の概要

永国寺キャンパスに新たに整備した図書館への図書の移転にあたり、学内規定に基づき、平成 25 年 9 月から除却方法の検討を開始し、平成 26 年 7 月から平成 29 年 3 月までの間に重複図書 3 回、非重複図書 10 回、製本雑誌 1 回の計 14 回の除却を行った。

その結果、図書、紀要類・雑誌など計約 3 万 8 千冊の除籍を決定し、その後、教員が引取ったものを除き、図書約 2 万 2 千冊の焼却処分を行っている¹。(紀要類は古紙回収業者が引取り)

(1) 除却した図書館資料

表 1：除却図書の内訳

除却の内訳	除却冊数	除却後の処理
図書	25, 432	教員が引取った残り (22, 252 冊) を焼却処分
重複図書	(18, 773)	
非重複図書	(6, 659)	
紀要類	約 10, 000	古紙回収業者が引取り
雑誌	約 2, 700	教員が引取った残りを焼却処分
計	38, 132	

表 2：除籍図書の状況（除籍・所蔵・再活用・焼却等）

除籍	除籍図書の所蔵状況	教員・学生 再活用状況	焼却
重複図書 18, 773 冊	永国寺図書館所蔵 (同一名称・内容図書を所蔵)	2, 377 冊	16, 396 冊
非重複図書 6, 659 冊	永国寺図書館所蔵 (版違い・同一内容図書を所蔵) 1, 826 冊 オーテピア高知図書館所蔵 1, 577 冊 高知大学、高知工科大学等所蔵 1, 063 冊 永国寺図書館・オーテピア高知図書館・高知大学・ 高知工科大学等に所蔵していない図書 2, 193 冊	803 冊	5, 856 冊

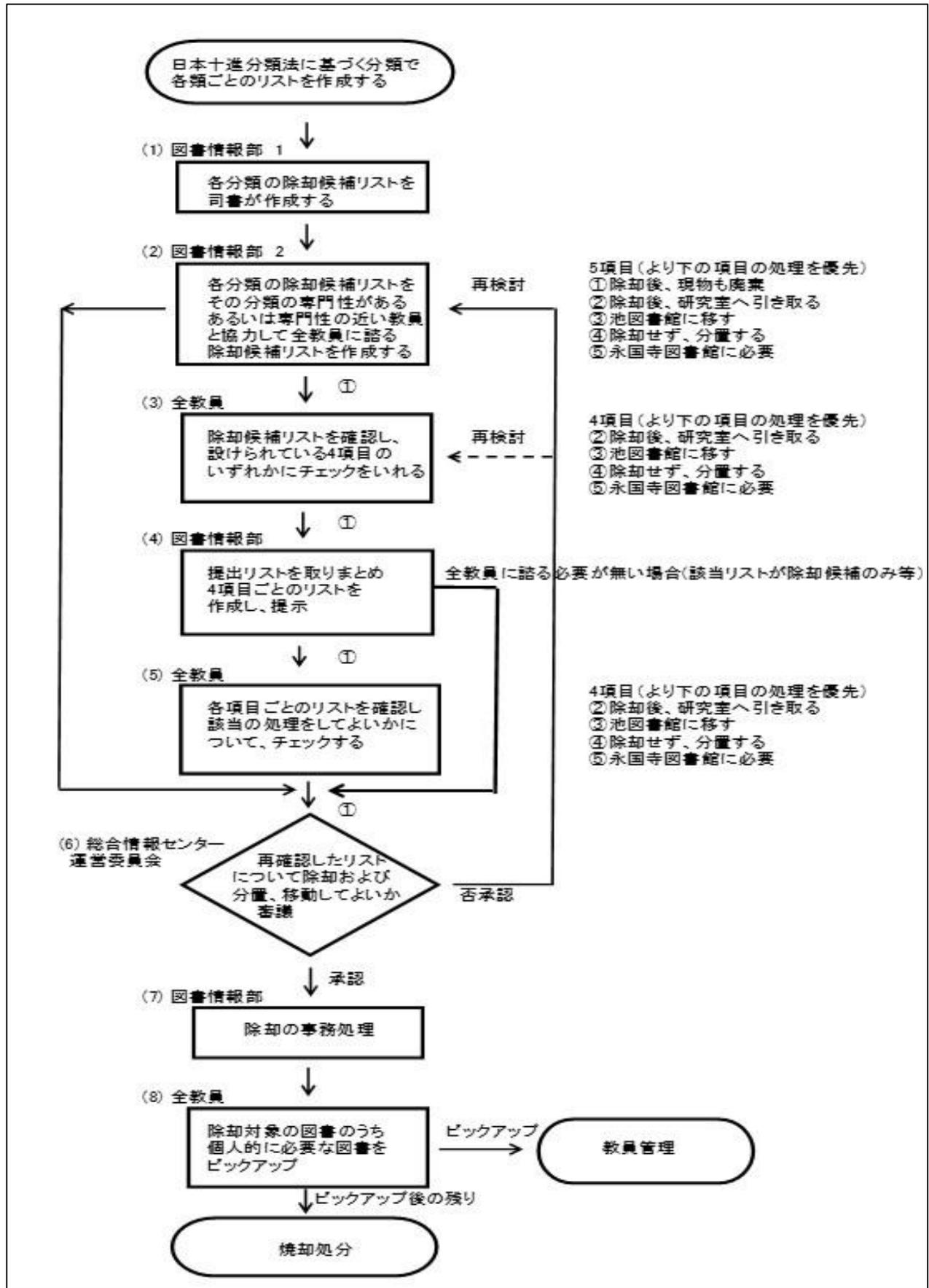
※全学に周知し、個々の教員が引き取った図書は 3, 180 冊であり、学生教育や研究等に再活用されている。

¹ 除籍：図書管理システムからの登録を抹消すること。

除却：図書の除籍及び処分を含む過程を指す。

紀要：大学、研究所等が定期的に発行する学術雑誌

(参考) 非重複図書の除却プロセス



2 高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会による検証

平成 30 年 8 月 17 日の新聞報道を受け、学外から様々な疑問や批判が寄せられたことから、平成 30 年 8 月に除却の手順や処分方法等を検証するための委員会を設置。

(1) 委員

7 名（学識経験者、図書館関係者、学生、図書館利用者）

(2) 開催状況

9 月から 11 月まで 4 回開催した後、報告書を取りまとめ 12 月 27 日に大学に提出

(3) 報告書の概要

<焼却に至った背景>

- ① 規程類の不備やそれに伴う運用
- ② 旧館とさほど変わらない蔵書収蔵能力
- ③ 定期除籍を行わず短期間で大量の図書を除却せざるを得ない状況に至ったこと
- ④ 図書館の管理運営体制の脆弱さ
- ⑤ 高知工科大学への誤った配慮
- ⑥ 図書館の大学内での位置付けが明確でなかったこと

など、複合的な要因が考えられる。

<改革の方向性>

- ① 大学図書館の理念の明確化
- ② 図書館の管理運営体制の強化
- ③ 関連規程や細則等の見直し
- ④ 選書及び除籍の基準の明確化と適正な運用
- ⑤ 除籍図書の学内外での再活用
- ⑥ 組織運営と意思決定のあり方の改善

3 改革の取組

(1) これまでの取組

【高知県立大学総合情報センター・図書館改革委員会の設置】

- ・平成 30 年 11 月に、学長の特命による「高知県立大学総合情報センター・図書館改革委員会」を設置。
- ・改革委員会は、教員 4 名、職員 4 名に加え、学外の下記特別委員 3 名で構成しており、平成 30 年度は 7 回開催した。

a) 大学図書館としての健全な運営と機能の強化

- ・筑波大学 図書館情報メディア系 逸村 裕 教授
- ・名古屋市立大学 経済学研究科 総合情報センター長 三澤 哲也 教授

b) 高知県内の公立図書館、特にオーテピア高知図書館と機能分担・役割分担について協議・連携

- ・オーテピア高知図書館 高知県立図書館館長 渡辺 憲弘 館長

【改革が必要とされる指摘事項への対応】

①大学図書館理念の明確化について

ア 「総合情報センター及び図書館の基本理念」について、以下の4点を基本的な理念として再確認した。

- ・教育、研究に必要な図書、学術雑誌を整備している図書館
- ・学術情報の電子化へ対応する図書館
- ・学生の主体的な学びを促進支援する図書館
- ・県民及び地域の専門職の方々が利用できるオープンな図書館

イ 図書館資料の管理（収集、評価、除籍等）に関する方針である「コレクションマネジメント方針」の策定に向けた準備を行った。

②図書館の管理運営体制の強化について

ア 図書館自体の管理運営体制の強化

- ・規程等の改正及び新設
- ・図書館委員会を全学委員会としての権限と責任の強化

イ 総合情報センターと大学の意思決定機関との情報の共有化

大学全体の意思決定の調整・決定機関に「総合情報センター長」、「図書情報部長」が参加している。また、総合情報センター長から定期的にセンター及び図書館に関する課題や情報の提供を行い、大学全体での共有を図っている。

ウ 高知工科大学との共同運営体制の強化

- ・高知県立大学・高知短期大学・高知工科大学図書館運営連絡会(仮称)の開催
- ・一体的運営に向けた高知工科大学との人事交流

③関連規程や細則等の見直しについて

図書に関するすべての規程・細則等の見直しを行い、必要な規程の新設及び改正を完了(表3)

④選書及び除籍に関する基準の明確化と適正な運用について

「高知県立大学・高知短期大学図書館資料の除籍および処分に関する要領」を作成

- ① 用語「除籍」「除却」「整理」など、一貫性を保つように定義を改めた。(表4)
- ② 除籍処分の順序及び手続きを明確に規定。
- ③ 除籍図書候補の決定プロセス・決定権の明確化を行い、図書館委員会、センター運営委員会、最終的には学長の承認を要することとした。
- ④ 除籍図書の資産管理として、資産管理部署の役割を明記。
- ⑤ 「除籍の基準」を「除籍候補の選定基準」とし、具体的な基準例を示した。

⑤除籍図書の学内外での再活用について

除籍決定後は、「無償譲渡、売却、廃棄」の順で再活用の道を探り、廃棄に至る図書館資料が最小限となるようにした。学内外での使用は、無償譲渡においても、売却においても、ホームページなどで公示することを義務付けるなど、再活用のために必要な情報を広く提示することを定めた。

⑥組織運営と意思決定のあり方の改善について(大学全体の組織マネジメント)

全ての教職員に対し、検証委員会の報告書及び報告書を踏まえた今後の取組について説明。大学全体の組織マネジメントの強化に向け、学長より以下のことを指示し、PDCAサイクルに基づいた組織運営の推進を図っていくこととした。

- ・内向きの視点から脱却し、学外の関連機関との連携による大学と社会接続を意識した組織運営を一層推進すること
- ・教職員の協働連携を強化し、情報の共有化、意思決定の質の吟味
- ・意思決定の基盤となる規程等の制定の趣旨を踏まえて再確認すること

(2) 今後の取組

①大学図書館理念の明確化について

「コレクションマネジメント方針」の策定と、大学図書館理念の全体を通じた一貫性などの再検証を行う。

④選書及び除籍に関する基準の明確化と適正な運用について

選書の基準である「コレクションマネジメント方針」を策定し、同方針に基づく図書の収集と、定期的な整理・除籍の計画策定を図る。

⑤除籍図書学内外での再活用について

「高知県立大学・高知短期大学図書館資料の除籍及び処分に関する要領」に基づき、具体的に再活用する方法の詳細を確定し、計画に沿って円滑に運用を開始できるよう作業を進めていく。

また、県内図書館との連携による除籍図書の再活用の仕組みを構築することを目指し、高知県図書館協会等を通じた連携を構築していく。

<具体的な方法> (検討中)

- ▶除籍候補図書選定のための具体的な方法や様式等の決定
- ▶処分する図書館資料の公示方法やタイミング等の具体的な決定
- ▶除籍図書を一時保管する場所の確保

表3：規程等の改正状況

区分	改正状況				現行規程等の廃止等の状況			
	No.	種別	名称	施行区分	改正の概要	No.	施行区分	名称
A 組織	1	規程	高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程	全部改正	規程と細則を統合し、内容を見直す。	1	廃止	高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程
						2	廃止	高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会細則
	2	細則	図書館委員会細則	新設	図書館部の機能を強化し、図書館委員会に再編。	3	廃止	図書館部要領
	3	細則	情報処理施設委員会細則	新設	情報処理部の機能を強化し、情報処理施設委員会に再編。	4	廃止	情報処理部要領
B 利用	1	細則	高知県立大学総合情報センター及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則	一部改正	池図書館の利用細則と統合し、一部の条文を改める。	1	一部改正	高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等利用細則
						2	廃止	高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則
	2	要領	高知県立大学図書館・高知短期大学図書館文献複写要領	一部改正	細則の改正により、一部の条文を改める。	3	一部改正	高知県立大学図書館・高知短期大学図書館文献複写要領
						4	※	高知県立大学・高知短期大学情報処理施設等利用細則
C 管理	1	細則	高知県立大学・高知短期大学図書館資料管理細則	全部改正	センター規程を根拠とし、内容を見直す。	1	廃止	高知県立大学・高知短期大学図書管理細則
	2	要領	高知県立大学・高知短期大学総合情報センター蔵書点検実施要領	一部改正	細則の改正により、一部の条文を改める。	2	一部改正	高知県立大学・高知短期大学総合情報センター蔵書点検実施要領
	3	要領	高知県立大学・高知短期大学図書館資料の除籍及び処分に関する要領	新設	除籍及び処分の具体的な手続きを定める。			

表4：業務範囲及び用語等の整理について

項番	業務の名称	図書情報部の分掌事務(※)		図書管理細則の改正に当たっての検討事項	備考
		用語	該当号		
1	収集業務	購入	3		収集方針は検討中、類似する概念としては、「取得」、「受入」等がある。 工科大学の図書館管理要領の用語定義 ⇒収集:「資料の選択」、「発注」、「検収」
		受贈	3		
		交換	3		
		寄託	3		
2	管理業務	登録		収集業務の一部とも解釈されるが、管理業務は登録からスタートするため、細則に盛り込む。	用語の整理:「受入」は削除し、「取得」を用いる。
		整理	1	排列、保管、点検、除籍、処分を含むものと解釈して運用されてきたが、業務を明確化するため、区別して記述する。	
		保管	1		
		利用		第2号で「閲覧」、「貸出」、「考査」の用語が記述されており、これらの総称として利用を用いる。 現在の細則には、「利用」のうち、「貸出し」のみが規定されているが、「貸出」を「利用」に修正して、記述する。	以下の細則及び要領が別に定められている(一部改正が必要)。 ・図書館資料等利用細則(平成23年4月1日施行) ・文献複写要領(平成28年2月16日施行)
		点検		第1号の「整理」とも解釈されるが、業務を明確化するため、区別して用いる。 見出しは、「蔵書点検」から「点検」に改め、蔵書点検の手続きを記述する。	具体的な手続きは蔵書点検実施要領(平成26年4月1日施行)で定められている(一部改正が必要)。
		除籍		第1号の「整理」とも解釈されるが、業務を明確化するため、区別して用いる。 現在の細則に記載がないので、加える。	除籍及び処分に関する要領を作成。
		処分		第1号の「整理」とも解釈されるが、業務を明確化するため、区別して用いる。 現在の細則に記載がないので、加える。	除籍及び処分に関する要領を作成。 「無償譲渡」、「売却」、「廃棄」の順位で用語整理。
		除却		第1号の「整理」とも解釈されるが、業務を明確化するため、区別して用いる。 現在の定義は見直す。	
3	調査等業務	調査	4		現在のところ、要領等は未整備
		紹介	4		
		発刊	4		

※大学組織規程第4条第5項の用語

<除籍及び再活用方法について>

I. 除籍図書選定のプロセス(決定済)

- ・「高知県立大学・高知短期大学図書館資料管理細則 第14条(除籍)」
図書館委員会の審議 ⇔ 教授会の意向、専門家の意見徴収(要領第2条第5項)
↓
センター運営委員会により決定
↓
学長の承認
- ・「高知県立大学・高知短期大学図書館資料管理細則 第15条(処分)3項」
図書(固定資産)が含まれる場合は、当該図書に関し、学長の承認に先立って、財務施設部長の合議

II. 除籍図書の再活用案(決定済)

- ・「高知県立大学・高知短期大学図書館資料の除籍及び処分に関する要領」
第4条(無償譲渡)、第5条(売却)、第6条(廃棄)、第7条(処分計画)
第9条(処分する図書館資料の公示)

(譲渡先・優先順位等)

